

障害者虐待，職場で被害 972 人

「知的」が 53%（厚生労働省調査）

2016 年度に職場で給料の搾取や暴力，わいせつ行為などの虐待を受けた障害者が 972 人いたことが 7 月 26 日，厚生労働省のまとめで分かった。前年度より 151 人（13.4%）減った。

全国の労働局が障害者虐待防止法に基づき，虐待が疑われるとの通報などを受けて 1316 事業所を調査した。うち 581 事業所で虐待の事実を確認し，是正指導などを行った。

虐待を受けた障害者は知的障害が 53% と多く，精神障害が 24%，身体障害が 21%，被害の内容は最低賃金以下で働かせるなどの「経済的虐待」が 82% を占め，暴言を浴びせる「心理的虐待」が 11%，「身体的虐待」が 6% あり，「性的虐待」も 6 人いた。

虐待したのは事業主や上司ら 591 人。

例えば，聴覚障害のある 60 代男性は，ミスのたびに上司から手話で「下手くそ」，「辞めろ」などと示された。卸売業で働く知的障害の 20 代女性はプレゼントと引き替えに，上司ら複数の男性から性的関係を強いられていた。

このほか，知的障害のある 50 代男女 3 人は，住み込みのパート従業員として週 40 時間以上働いても週給 2,000～4,000 円しか渡されず，経営者が最低賃金法違反容疑で書類送検されたケースもあった。

事業所を業種別でみると，製造，医療，福祉，卸売り・小売りの順に多い。規模は従業員 50 人未満が 8 割を占め，1,000 人以上も 2 か所あった。

（福祉新聞・第 2822 号 2017 年 8 月 7 日）